

スポーツ文化・産業委員会委員長報告

スポーツ文化・産業委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第81号議案令和7年度岡山市一般会計補正予算（第9号）について、ほか9件の市長提出議案並びに議員提出議案の乙第1号議案岡山市顧客ハラスメント防止条例の制定についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました乙第1号議案岡山市顧客ハラスメント防止条例について、ご報告いたします。

この条例は、働く人の人格や尊厳、就業環境を害する顧客ハラを防止し、サービスを提供する側も、受ける側も、対等な立場で、双方が尊重される社会づくりを目指すものであります。

委員から、本市独自の特徴は何かとの質問があり、提案者から、顧客ハラに該当する行為を例示したこと、障害者や認知症の人に対する合理的配慮への留意を規定したこと、顧客ハラスメント撲滅月間を設けたことなどが特徴との答弁がありました。

また、別の委員から、顧客のクレームが正当であるにもかかわらず、就業者からカスハラと主張するおそれがあるが、防止策は条例に盛り込まれているかとの質問に対し、提案者から、基本理念として顧客等の権利を不当に侵害してはいけないことを規定し、さらに就業者はカスハラの防止に資する行動をとるよう努める旨を規定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、カスタマーハラスメント撲滅月間の具体的な取組について質問があり、当局から、新聞の紙面広告や、街頭での啓発、懸垂幕の掲示、啓発用動画の公開、事業者向けセミナーの開催を予定しているとの答弁がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、スポーツ文化・産業委員会の報告を終わります。